

業務説明書

1 業務の概要

- (1) 業務名 瑞穂市下水道事業におけるプロジェクト・プランニング型PPP/PFI導入検討調査委託
- (2) 業務内容
 - ア 下水道事業における課題整理
 - イ 民間企業サウンディング調査
 - ウ 事業スキーム検討
 - エ PPP/PFIの導入効果の検証
 - オ 実施方針（案）の策定
 - カ 報告書作成
- (3) 履行期間
契約締結日（令和2年8月下旬予定）から令和3年3月1日まで
- (4) 業務実施上の条件 調査内容は、次に示す仕様書による（瑞穂市ホームページから入手すること。）。
瑞穂市下水道事業におけるプロジェクト・プランニング型PPP/PFI導入検討調査仕様書（以下「仕様書」という。）
- (5) 成果品 （4）に掲げる仕様書による。
- (6) 業務委託費の上限額
金19,250,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加申込書の作成様式、参加の留意事項等及び問い合わせ先

- (1) 参加申込書の作成様式
様式第5号による（瑞穂市ホームページから入手すること。）。
- (2) 参加の留意事項
参加申込みができる者は過去5年（平成27年度以降）以内に、元請けで同種又は類似の実績が3件以上ある者とし、実績の証として参加申込書に次の書類を添付すること。なお、同種とは下水道事業におけるPPP/PFIの導入可能性調査業務、下水道事業におけるPPP/PFIの発注者支援業務又は下水道事業におけるPPP/PFIの特定目的会社の構成員、類似とは公共インフラ事業におけるPPP/PFIの導入可能性調査業務、公共インフラ事業におけるPPP/PFIの発注者支援業務又は公共インフラ事業におけるPPP/PFIの特定目的会社の構成員とする。
 - ア 同種又は類似業務の実績一覧（添付様式第1号）。なお、共同体方式による場合は、共同体代表者の実績に限る。
 - イ ア記載業務の契約書（発注者名、契約名称、契約期間、契約金額のみ）の写し。
- (3) 共同体方式による場合は、共同体代表者が（2）の条件を満たせば参加の申込みができるものとする。
- (4) 問い合わせ先

瑞穂市総務部財務情報課

〒501-0293 岐阜県瑞穂市別府1288番地

電話番号 058-327-4131

FAX番号 058-327-4103

電子メールアドレス zaimu@city.mizuhog.jp

3 参加申込書の提出期間、提出先及び方法等

(1) 提出期間

令和2年7月10日（金）から令和2年7月27日（月）まで（持参する場合は、瑞穂市の休日を定める条例（平成15年瑞穂市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。）

(2) 提出先

瑞穂市総務部財務情報課

〒501-0293

岐阜県瑞穂市別府1288番地 瑞穂市役所穂積庁舎3階

(3) 提出方法

持参又は簡易書留（当日消印有効、FAX及び電子メールによる提出は認めない。）

(4) 提出部数

参加申込書（様式第5号）と同種又は類似業務実績一覧表（添付様式第1号）及び証する契約書の写し各1部を提出すること。

4 業務説明書及び仕様書に対する質疑書の提出期間、提出先、提出方法及び回答方法

(1) 提出期間

令和2年7月10日（金）から令和2年7月17日（金）まで

(2) 回答日

令和2年7月21日（火）午後5時までに（5）の方法により回答する。

(3) 提出先

2（4）に同じ

(4) 提出方法

質疑書（瑞穂市ホームページから入手すること。）を（3）提出先までFAX又は電子メールにて提出すること。

(5) 回答方法

回答は、（2）の日までに瑞穂市ホームページに掲載する。

5 提案者に要求される資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当する者でないこと。

(2) 瑞穂市の建設工事、測量・建設コンサルタント、物品のいずれかの入札参加資格者名簿（瑞穂市契約規則取扱要領（平成15年瑞穂市告示第12号））に登録されていること。

(3) 瑞穂市競争入札参加資格停止措置に関する要綱（平成15年瑞穂市訓令第19号）第2条の資格停止を受けていないこと。

- (4) 瑞穂市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年瑞穂市告示第157号）第5条の入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者及び参加申込書提出の日から前6月以内に手形若しくは小切手の不渡りが無いこと。
- (8) 経営不振の状態でないこと。
- (9) 共同体方式による場合は、共同体代表者及び構成員のすべての者が、（1）から（8）のすべての資格を満たしていること。

6 共同体方式での参加

- (1) 提案者は、2者から4者までの共同体方式での参加も可とする。
- (2) 共同体方式の構成員は、業務内容を区分し業務に当るものとする。
- (3) 共同体代表者は、構成員のうち最も業務に精通するものとする。
- (4) 共同体を結成して参加申込する者は、参加申込書の附属資料として、共同体協定書（添付様式第2号）を提出するものとする。
- (5) 共同体方式に関し業務説明書に記載のない事項については、建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて（平成10年建設省）の規定を準用する。

7 提案書等の作成様式、記載上の留意事項及び問い合わせ先

(1) 提案書の提出

参加申込書を提出した者は、参加申込書提出期限までに辞退届（任意様式）を提出するか市から本プロポーザルに参加できない旨の通知がない限り、必ず本プロポーザルに参加するものとする。

(2) 提案書の作成様式

A4版で表紙を含めて10ページ以内（片面両面印刷のどちらも可とする。）で作成すること。A3版も可とするがその場合は2ページ換算とする。

(3) 提案書の記載上の留意事項

ア 提案書は、文章及び文章を補完するためのイラストやイメージ図等の概念図を交えて作成することも可とする。

イ 提案書は、合計10ページ以内とし、次の事項を記載すること。

(ア) 提案書表紙（1ページ）、提案者の業務実績及び特徴等（1ページ以内）

(イ) 1（2）業務内容の各項目の提案及び業務内容以外で本業務に関連し提案したい事項（5ページ以内）に関することを記載すること。

(ウ) 先導的官民連携支援事業の応募申請内容に対する意見や実現に対する提案（1ページ以内）

(エ) 本業務の参考となる過去5年（平成27年度以降）以内の元請けでの同種又は類似業務の名称及び業務の内容等（別記様式1、3件以内、1ページ以内、契約書の写しを添付すること）。なお、共同体方式による場合、記載できる実績は代表者の実績に限る。

(オ) 業務責任者及び照査責任者の氏名、資格、経歴及び経験（別記様式2、1ページ以内、資格者証等の写しを添付し、経験は（エ）の業務も可とし、契約書等の写しは必要としない。）。なお、共同体方式による場合の業務責任者は、共同体代表者の社員に限る。

ウ 提案書は日本語で作成し、フォントは10ポイント以上、書体、カラー印刷、モノクロ印刷は問わない。

(4) 見積書の提出

次の見積書（任意様式、消費税及び地方消費税額は含まない。）を提出すること。

ア 令和2年度業務費 1（2）の業務内容の内訳、打合せ協議及び間接費を記載すること。なお、1（6）の金額を超える見積書の提出はできない。

イ 令和3年度業務費 令和4年度から下水処理場の事業計画分のすべてを4年間で設計及び建設し、16年間の維持管理を加えた20年間のBTO方式によるPPP/PFIを実施すると仮定した場合の公募要件の検討から事業者選定にかかる発注支援にかかる直接人件費の費用（間接費は含まない。）

【令和3年度業務内容】

(ア) 公募要件の検討

(イ) 実施方針、要求水準書、審査基準書、契約書案等の作成

(ウ) 質疑応答、契約交渉サポート

(エ) 事業者選定審査委員会の運営支援

(オ) 審査講評作成支援

(5) 問い合わせ先

2（4）に同じ。

8 提案書等の提出期間、提出先及び方法

(1) 提出期間

令和2年7月22日（水）から令和2年7月29日（水）まで（持参での提出は、休日を除く。受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで。）

(2) 提出先

3（2）に同じ

(3) 提出方法

持参又は簡易書留（当日消印有効、FAX又は電子メールによる提出は認めない。）

なお、提案書等の提出時に、参加申込者の宛先を記入の上、84円分の切手を貼付した封筒（長形3号）2枚を併せて提出すること。

(4) 提出部数

ア 提案書は、8部提出すること。

イ 見積書は、1部提出すること。

9 審査会（プレゼンテーション）

提案書の内容に対して、令和2年8月5日（水）に審査会を開催するので、次の条件により参加申込者はプレゼンテーションを行うこと。

(1) 審査会の会場は、瑞穂市役所南庁舎2階大会議室とする。控室を2-1会議室とするので、開始予定時刻10分前までに控室に入室すること。

- (2) 開始予定時刻は、審査会参加者確定後に電子メールで通知（7月29日予定）し、同日通知文書を発送する。
- (3) 会場に入室できる人数は4名以内とし、説明は準備後片付けを除き20分以内とし、説明は原則予定業務責任者又は予定業務担当者が行うこと。
- (4) 基本的に提案書の内容の説明を行い、関連する事項を補足することは可とする。
- (5) プレゼンテーションの後、提案書等の内容について審査委員から質疑を行うことがある。
- (6) マイク、プロジェクター及びスクリーンは市が用意する。プロジェクターは必ず使用しなければいけないものではない。
- (7) プレゼンテーションの順番は、参加申込書の提出順とする。

10 提案書を採用するための審査方法及び評価基準

- (1) 本プロポーザルの審査は、提出された提案書等を基に市で設置するプロポーザル審査委員会において採点方式により審査する。審査方法は、提案書、プレゼンテーション及び見積金額を（2）審査の評価基準に基づき総合的に評価し、最優秀提案者を選定する。なお、同点（各項目少数第2位四捨五入）となった場合は、令和3年度見積金額が安価な者を上位とし、なお同額の場合は令和2年度見積金額が安価な者を上位とする。
- (2) 審査の評価基準

評価項目	評価の視点及び判断基準	配点
提案者に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> ・提案者の同種及び類似業務の実績 ・提案者の下水道事業に関する知識 	15点
実施体制に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> ・予定業務責任者の経験及び資格 ・予定照査責任者の経験及び資格 ・業務の実施手順及び工程 	15点
業務の理解に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の目的及び課題の理解 ・地域特性、地元ステークホルダーの理解 	15点
提案内容に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業のサウンディングに関する提案 ・事業スキームの検討に関する提案 ・PPP/PFIの導入効果に関する提案 ・実施方針（案）の作成に関する提案 ・先導的官民連携支援事業の応募申請書の課題解決及び実現に関する提案 	45点
プレゼンテーションに関する評価	<ul style="list-style-type: none"> ・説明内容 ・質疑応答の対応 	5点
費用に関する評価	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度業務費 ・令和3年度業務費 	5点
合 計		100点

11 内定者への通知等

- (1) 内定者への通知
 - 選定した最優秀提案者を内定者とし、書面により通知する。
- (2) 選定結果の公表

選定結果は、瑞穂市ホームページにて公表（8月下旬）する。

- (3) 本業務の実施に当たり、特段の問題がない限り、内定者と随意契約により業務委託契約を締結するものとする。

1.2 不採用に関する事項

- (1) 提出された提案書が採用されなかった者に対しては、採用されなかった旨とその不採用理由を書面により通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面により、市長に対して不採用理由について説明を求めることができる。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内（休日を含まない。）に書面により行う。
- (4) 提出場所
3(2)に同じ。

1.3 提案書の選定スケジュール予定

内容	日程
参加申込書提出期間 (持参又は簡易書留による。)	7月10日(金)～7月27日(月) (簡易書留の場合、締切日消印有効)
質疑受付期間	7月10日(金)～7月17日(金)
質疑回答日	7月21日(火)午後5時までに瑞穂市ホームページに掲載予定
提案書及び見積書提出期間 (持参又は簡易書留による。)	7月22日(水)～7月29日(水) (簡易書留の場合、締切日消印有効)
審査会(プレゼンテーション)	8月5日(水)
最優秀提案者の通知	8月中旬～下旬

1.4 その他の留意事項

- (1) 参加申込書の提出ができる者は、「5 提案者に要求される資格」の条件を満たすものに限る。
- (2) 参加申込書を提出期間内に提出しない者は、提案書等を提出することができないものとする。
- (3) 参加申込書、質疑書、提案書及び見積書（以下「参加申込書等」という。）の提出及び差替えは、提出期間終了後はできないものとする。
- (4) 参加申込書等の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。
- (5) 参加申込書等に虚偽の記載をした場合には、参加申込書等を無効とするとともに、虚偽

の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。

- (6) 提出された参加申込書等は返却しないものとする。
- (7) 提出された参加申込書等は、提案者に無断で提案の採否以外の目的に使用しない。
- (8) 提案書に記載した予定業務責任者及び予定照査責任者は、病休、死亡、退職等の特別な場合を除き、変更できないものとする。
- (9) 選定結果について、提案者ごとの評価結果を事後に公表するものとする。
- (10) 具体的な業務の実施に当たっては、仕様書及び提案書に記載された内容に基づき行うこと。ただし、仕様書及び提案書において明らかでない事項については、市及び受注者が協議し実施するものとする。
- (11) 本業務での検討の結果、瑞穂市下水道事業にPPP/PFIを導入することとなった場合は、特別の事情がある場合を除き、令和3年度に本業務の受注者と瑞穂市が7(4)イの発注支援業務を随意契約にて締結するものとする。なお、契約金額については、7(4)イの令和3年度見積額を参考に受注者瑞穂市が協議し決定するものとする。